

公安委員会 決 裁 資 料	鹿児島県公安委員会事務決裁規程の一部改正	令和8年5月20日 生活安全企画課
1 改正理由 令和8年6月1日に盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律及び盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則が施行されることに伴い、鹿児島県公安委員会事務決裁規程の関係部分の改正を行うもの。 2 改正内容 (1) 根拠法令の追加 ア 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（以下「法」という。） イ 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則（以下「規則」という。） (2) 決裁・専決区分の追加 ア 特定金属くず買受業の開始の届出（法第3条第1項、規則第1条第1項）を署長専決に追加 イ 特定金属くず買受業の廃止の届出（法第3条第2項、規則第2条第1項第1号）を署長専決に追加 ウ 特定金属くず買受業の変更の届出（法第3条第2項、規則第2条第1項第2号）を署長専決に追加 エ 届出番号等の通知（法第4条）を署長専決に追加 オ 指示（法第11条）を課長等専決に追加 カ 営業停止命令（法第12条）を公安委員会決裁に追加 キ 報告徴収及び立入り検査（法第13条第1項）を署長専決に追加 ク 身分を示す証票（法第13条第2項、規則第11条）を課長等専決に追加 ケ 情報の提供（法第14条）を署長専決に追加 3 決裁・専決区分 別表のとおり 4 施行日 令和8年6月1日		